

南那須地区広域行政事務組合公告第 14 号

一般競争入札の執行について

一般競争入札について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により次のとおり公告します。

令和 8 年 3 月 6 日

南那須地区広域行政事務組合長 川 俣 純 子

1 入札に付する事項

- | | |
|------------|--|
| (1) 入札件名 | 行政財産の貸付（売店出店場所） |
| (2) 入札の内容等 | 別紙 売店出店場所貸付事業者募集要項のとおり |
| (3) 貸付期限 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで |
| (4) 貸付場所 | 栃木県那須烏山市中央 3 丁目 2 番 13 号
南那須地区広域行政事務組合立那須南病院内 |
| (5) 入札方法 | 最低提案貸付料率以上の率を入札書に記載すること。 |

2 入札参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、組合の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 栃木県及び組合（当組合の構成市町を含む。）の指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 栃木県の県税及び市税・町税（那須烏山市・那珂川町に納税義務を有する者に限る）を滞納していないこと。
- (6) 小売業として 3 年以上の事業実績があること。
- (7) 法令の規定により販売の許認可等を要する場合は、当該許認可等を受けていること。
- (8) 法人にあつては栃木県内に本店、支店又は営業所等を有し、個人にあつては那須烏山市内又は那珂川町内に住所を有すること。
- (9) 法人にあつては商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、個人にあつては身分証明書（戸籍確認に基づく身分証明）を有している者であること。

3 入札参加資格確認申請書類

(1) 法人

- ア 入札参加資格確認申請書（様式1）
- イ 商業登記簿（履歴事項全部証明書）
- ウ 納税証明書（県税及び市町村民税を滞納していないことの証明書）
- エ 入札参加資格要件2（6）に係る事業実績を証明する書面の写し
- オ 入札参加資格要件2（7）に係る許認可を証明する書面の写し
- カ 委任状（入札及び契約に関し支店長等に権限を委任する場合）

(2) 個人

- ア 入札参加資格確認申請書（様式1）
- イ 住民票
- ウ 納税証明書（県税及び市町村民税を滞納していないことの証明書）
- エ 入札参加資格要件2（6）に係る事業実績を証明する書面の写し
- オ 入札参加資格要件2（7）に係る許認可を証明する書面の写し

※上記オ 入札参加資格要件2（7）に係る許認可を証明する書面の写しについては、法令の規定により販売の許認可等を要し、許認可を受けている場合は提出すること。

※証明書などについては、いずれも発行後3か月以内のものを提出してください。

※提出書類は返却いたしません。

※組合が必要と判断した場合には、上記の他に追加資料を提出していただくことがあります。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

この入札に参加しようとする者は、上記入札参加資格確認申請書類に定める書類を持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和8年3月16日（月）午後4時まで【必着】
- (2) 提出場所 〒321-0602 栃木県那須烏山市大桶872番地
南那須地区広域行政事務組合 総務課
TEL 0287-83-0021 FAX 0287-83-0023

5 募集要項等に関する質問

- (1) 質問期間 本公告の日から令和8年3月16日（月）午後4時まで【必着】
- (2) 質問方法 質疑応答書（別紙1）に質問内容を記載のうえ、那須南病院総務課の下記アドレスあて電子メールにより送信する。
Mail : h_soumuka@minaminasukouiki.jp
- (3) 回答方法 質問期間終了後、総括表をホームページに掲載する。

6 入札・開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年3月23日(月)午後1時15分
(2) 場 所 栃木県那須烏山市大桶872番地
南那須地区広域行政事務組合 2階会議室

7 入札保証金 免除(組合財務規則第63条第1項第2号に該当)

8 落札者の決定方法

組合財務規則第65条の規定により定めた最低提案貸付料率以上の率で、最高の率をもって有効な入札を行なった者を落札者とする。